

議事要旨

会合名：第12回 民法改正対応モデル契約見直し検討WG (WG1)

日時：2020年7月20日(月) 16:00~19:00

討議内容：

1. セキュリティ検討PTの進捗状況について

PT主査よりセキュリティ検討PT進捗状況について報告があった。特に質問はなし。

2. 民法改正以外の論点について

(1) 契約における「重大な過失」の明確化

専門委員から重大な過失の明確化に関連する資料(資料12-4、12-6)について説明し、議論を行った。主な議論を以下に示す。

- 重過失のラインが何らかの形で示されれば実務上ありがたいと思う反面、それは難しいのではないかと考えている。
- 実際に裁判所で重過失が認められた例は少ない。SQLインジェクションの事例くらいではないか。重過失に対してはユーザとベンダの考え方にはギャップがあるというのが事実であると思う。
- 裁判例になっているものは、重過失かどうかの判断が相当難しいものである。分かり易い重過失みたいな障害は細かいところで起きている。本当に凡ミスのようなもの。このようなベンダから見ても明らかに重過失があるようなケースについては責任を認めて、改修や賠償に応じているのが実態ではないか。
- モデル契約でも故意重過失という場合の重過失と悪意重過失という場合の重過失があるが、両者は意味合いが違うのではないか。事案に応じて重過失の考え方にバラつきがあるので、条文の形に落とすのは難しい。状況に応じて違う見方が取られることを解説に掲載することは意味があるのではないか。

(2) 上流工程への遡及

専門委員より上流工程への遡及に関連する資料(資料12-5)について説明し、議論を行った。主な議論を以下に示す。

- ある裁判例では、複数の契約の目的が順次段階的に達成されていくことが予定されていたのか、同時並行的な履行により達成されることが予定されていたのか、というところで線引きしている。
- 複数の契約について直列型と並列型とあえて分けた場合、最判平成8年11月12日は並列型にかかるものであって、直列型には射程が及ばないのではないか。
- 多段階契約におけるユーザとベンダの役割を明確化する意味で、遡及の話を取り上げ、契約条項にはならないが、参考情報として考え方を整理し、現状の裁判例について解説することが必要ではないか。
- テスト工程で、遡って要件定義・外部設計の工程の問題が明確になれば、ベンダの責任を追及できるのは当然だが、各工程でユーザにも検収責任のようなものがあり、双方果たすべき義務のバランスを考える必要があるのではないか。

(3) 再構築対応

事務局より再構築対応に関連する資料(資料12-7-1、12-7-2)について説明し、議論を行った。主な議論を以下に示す。

- “再構築”という言葉の意味を明確にした方がよい。90年代からあるレガシーのホストをオープン系やERPに置き換えるようなものや、基本的に現行システムを置き換えるマイグレーションのようなもの等いろいろなパターンがある。広い意味で“再構築”という言葉を使うとすると、全く新しいビジネスを始めるときに何かシステムを作るという時以外は、大企業で行っている開発のほとんどが“再構築”に当たるということになるのではないか。

- 想定しているのがレガシーマイグレーションに基づく内容であれば、それは再構築のための設計なので、その前段で企画フェーズがある訳ではないのではないか。
- 再構築案件では、旧システムで動いていたデータの移行が大きくトラブルになるケースがある。データの移行や旧システムのデータをどう整理するのか等について言及した方がいいのではないか。

(4) セキュリティ

委員より更新版セキュリティ条項提案の資料（資料 12-9）について説明した。また事務局より前回意見照会したコメント結果（資料 12-8-1~2）について説明し、議論を行った。主な議論を以下に示す。

- サンプルが陳腐化しているという指摘があるが、10月までに更新は難しい。まずは参考文献を書いて、自分で考えてもらい、新しいものを作るかどうかは別途調整としたい。

以上